**覚醒剤原料研究者業務廃止届出書**

覚醒剤原料研究者の業務を廃止したので、覚醒剤取締法第30条の４の規定により、指定証を添えて届け出ます。

年　　　月　　　日

住　所

届出義務者続柄

氏　名

印

山梨県知事　　　　　　　殿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指定証の番号 | 第号 | 指定年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 研究所 | 所在地 |  |
| 名称 |  |
| 業務廃止の事由及びその事由の発生年月日 |  |